

## 4 指定介護機関の指定申請手続き

生活保護受給者に介護サービスを提供するには、事業者が生活保護法による指定介護機関の指定を受けていることが必要です。（保険者からの委託、補助（助成）又は保険者による直接実施による介護予防・生活支援サービス事業者を除く。）

なお、指定は各サービス（事業者）の種類ごとに必要です。（要支援者に対するサービスは、「介護予防」の指定が必要です。）

### 1 指定介護機関の指定基準

(1) 介護保険法の指定又は許可を受けているものであって介護扶助のための介護に理解を有していると認められること。

(2) 指定介護機関担当規程に従って適切に介護サービスを提供できると認められること。

※ 介護を担当させる機関として著しく不相当と認められる場合は、指定しないことができる。

### 2 指定介護機関のみなし指定等について

平成26年7月、生活保護法の一部を改正する法律の施行に伴い、介護保険法による指定又は開設許可を受けたときは、生活保護法による指定を受けたこととみなされます。介護保険法による指定の取消し等があった場合には、生活保護法による指定の効力についても失効することとなります。

なお、指定が不要な場合は、介護保険法による指定日以前に別途「生活保護法の指定を不要とする旨の申出書」を提出してください。

ただし、平成26年6月30日以前に介護保険法の指定を受け、生活保護法の指定を受けていなかった機関もしくは平成26年7月1日以降に介護保険法の指定を受けた際に、「生活保護法の指定を不要とする旨の申出書」を提出された機関が、新たに生活保護法の指定を受けられる場合は、別途申請書の提出が必要となります。

また、平成26年6月30日以前に旧生活保護法の規定による指定を受けていた指定介護機関は、平成26年7月1日に改正法の規定による指定を受けたものとみなされます。

おって、指定内容等の変更や廃止・休止の場合については、届出が必要です。

### 3 指定申請書の提出

京都市内以外の事業者は所在地を所管する福祉事務所（市部は「各市福祉事務所」、町村部は「所管する府保健所」）へ、京都市内の事業者は各区の福祉事務所へ提出してください。（別紙:提出先一覧）